

SPECIAL REPORT

2019年度（第58年度）事業計画の概要

.....

本会議は3月20日、コープビル第二会議室（東京都）において第361回理事会及び臨時会員総会を開催し、2019年度（第58年度）の事業計画が承認された。わが国の酪農等を巡る国内外の情勢を踏まえ、指定団体の共販体制の維持強化の観点等から事業を展開する。

I 事業実施に当たっての重点事項

新制度移行2年目の酪農家等の生乳受託を巡る動きを注視しつつ、指定団体を軸とする生乳流通安定の観点から、その機能の充実強化を急ぐための支援を行う。

また、日本酪農の存在意義及び多面的機能への理解醸成活動を強化するとともに、乳価引き上げを受け、生産回復・需給改善に向けた酪農家の取り組み・努力等について、組織内外に情報を発信する。

1 指定団体の共販体制の維持強化

酪農家に対し、生乳受託に係る重要事項の徹底と契約遵守について意識啓発を図るとともに、契約の履行状況等を注視しつつ、専門家のアドバイスを踏まえた生産者間の公平性を確保する為の対応等について支援を行う。また、指定団体の受託販売・生乳取引への側面的支援並びに指定団体機能の強化と合理化の推進を支援する。

2 指定団体の扱う生乳の安全・安心、安定した風味に係る取り組みの推進

消費者・ユーザーが求める安全・安心で質の高い製品の原料を確保するため、引き続き酪農家の記帳記録及び生乳生産管理マニュアル遵守を徹底するとともに、HACCP制度化に係るマニュアル等の必要な見直しなどの対応に取り組む。また、安定した風味の生乳を生産するため、バランスの取れた飼料設計や適切な飼養管理の重要性について啓発指導と知見等の収集を行う。

3 生乳需給安定のための生産回復・基盤対策

国等の公募補助の積極的な活用を推進し、後継牛確保等への取組支援を行い、乳牛増頭を図る。将来の生産基盤を安定的に維持していくため、酪農全国基礎調査及び補完的な現地調査によって得られた知見等をもとに、今後の基盤対策のあり方を探るとともに、各地の対策への支援を行う。

4 日本酪農の存在意義・役割と安全・安心な国産牛乳製品への戦略的理解醸成活動の推進等

主要国の生産条件の変化や新興国の需要動向など、乳製品の国際需給は常に不安定要素を孕んでいる。食料安全保障の観点から、日本酪農の存在意義と一層の自給率

維持が重要であることを訴求する。さらに、生乳・牛乳乳製品の安定供給のため、指定団体を通じた生乳流通管理の優位性と生産現場の努力等について一般・消費者に対して丁寧な説明を行う。また、消費増税に係る軽減税率対応など円滑な業務移行支援と牛乳類市場の正常化の取組を行う。

II 具体的な事業実施内容

1 国内生乳需給・生産基盤安定化等対策事業

(1) 酪農基本対策・生産基盤維持・強化・需給安定化対策

- ① 新たな「酪肉近」策定に対し、生産現場の実態や指定団体の役割・重要性が位置付けられるよう、関係団体と連携し対応する。また、日米TAGやRCCEP等の交渉状況の把握・分析に努め、情報を提供する。
- ② 都府県の2020年度を目標年度とする中期出荷目標数量に対し、計画的な生産基盤対策の取り組みを支援する。出荷目標数量は、各指定団体が畜安法に基づき取りまとめた年間販売計画の数量を基本とする。2020年度以降の生乳需給安定化対策や需給緩和時のセーフティネット対策等について適宜検討を実施する。
- ③ 公募可能な補助事業への積極的な応募・実施を通じ、各地域・生産現場での乳用後継牛の確保等の生産基盤維持・強化の取り組みを支援する。また、先進事例・知見等の情報の収集・提供により対策成果の向上を図る。

(2) 生乳の総合的な品質・流通管理及び受託販売機能強化支援対策

- ① 指定団体の生乳受託販売・取引を側面支援するため、制度改革を踏まえた法務面などの課題対応や酪農経営及び牛乳乳製品市場等に係る動向の収集・分析・提供とともに、指定団体の受託販売の意義と重要性など理解醸成を促進する。
- ② 指定団体が酪農家から出荷先として選択されるよう、計画的な集送乳合理化などの業務改善並びに機能の強化の推進のため必要な情報を収集・提供支援する。また、消費増税に伴う軽減税率制度導入と円

滑な業務移行を支援する。

③ 国産生乳の安全安心・安定した風味の確保と安定的取引のため、

ア 生乳生産管理マニュアルを踏まえた生産及び記録記録保管の徹底を推進する。

イ 生乳の安全性確認検査（ポジティブリスト制度対応の定期的検査等）を実施する。

ウ 生乳由来の異常風味発生防止のため知見を収集し、バランスの取れた飼料設計と適切な飼養管理の啓発指導。HACCPに沿った衛生管理の制度化に係る衛生管理計画策定のための手引書作成などの取り組みを支援する。

エ 生乳検査施設の技術者等の情報交換等を通じ課題を把握し、対応を協議検討する。

オ 酪農家及び生産者組織等、マスコミ、流通関係者、生活者などに対し、生乳流通における品質管理に係る情報を積極的に発信・提供する。

(3) 情報の収集、提供及び機関紙の発行

本会議の事業等の実施状況や、酪農を取り巻く情勢、政策・制度に関する正確な国内外の情報について、指定団体及び会員組織対象の『中酪情報』発行と、HPなどWEBを活用した情報提供を充実する。

2 酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業

(1) 中央情報発信事業

日本酪農や国産牛乳乳製品に対する支持と信頼の向上、後継者を含め酪農家の意識啓発を視野に、「日本酪農の存在意義」「安全安心な国産牛乳乳製品の重要性」「指定団体の共同販売の重要性」を中心テーマとして、消費者・国民ターゲット別に有効な媒体を活用するとともに、メディアや流通に対しても適切な情報発信を展開する。

(2) 国産ナチュラルチーズの振興

農畜産業振興機構の「国産乳製品等競争力強化対策事業」を活用し、チーズ向け生乳の生産・製造を行う酪農家の乳質向上等の取り組み支援とともに、酪農家等を対象とする衛生管理・技術・販路拡大に関する研修会及びオールジャパンナチュラルチーズコンテストなどを企画・開催する。日本チーズ生産者の会と連携し国産ナチュラルチーズを振興する。

(3) 地域実践支援事業

酪農の価値や酪農家の生き方を消費者等に直接伝え、日本酪農への支援意識及び国産牛乳乳製品の価値向上に繋げる酪農教育ファーム活動を推進する。事業に際し、飼養衛生管理基準の遵守及び感染症防疫マニュアルに則った取り組みを徹底する。

また、酪農が地域で存続するため、酪農家自ら実践する対消費者コミュニケーション活動や後継者世代の酪農

家同士の交流活動等を支援する。

(4) WEBを活用した情報発信等

本会議の入手・取りまとめ・分析等による各種情報を集約して提供する他、日本酪農の存在意義や指定団体の社会的な責任に関する情報等についてHP・メルマガ等への配信、プレスリリース・報道用資料の作成・提供など、きめ細かな情報発信する。

(5) 酪農実態調査を基礎とした課題対応

酪農経営の実態と酪農家の経営意識等の把握並びに酪農経営の抱える労働力問題への各地事例調査や補完データを基に、生乳生産の中期予測や課題への実践的対応策などへのアプローチと検討に取り組むとともに、生産者組織内での共有化と対策推進を図る。

(6) 放射性物質・風評被害対策

行政が行う乳のモニタリング検査の実態を踏まえつつ、事業予算の繰越額と本会議へ返金の東電賠償金の範囲内で生乳の自主検査への支援を継続する。支払いを受けた賠償金について、拠出分の返還を求める指定団体には速やかに対応する。

3 牛乳定着化・地域支援事業

「牛乳の日・牛乳月間」「牛乳定着強化月間」の統一的重点時期等において、生産現場に近い強みを活かした独自の活動を支援するため、オリジナルキャラクターや過去のコンテンツ等を活用し、恒常的な情報発信・拡散や地域イベント紹介、牛乳パック側面広告など他企業とのコラボ展開等を継続実施する。

4 理解促進地域広報事業

指定団体が実施する、地域の実情に即した広報活動(理解醸成活動、牛乳定着化事業、酪農教育ファーム活動、指定団体の役割等の啓発、生乳の特性や風味の安定した生乳生産に係る適切な飼養管理等に係る研修会・勉強会等)に対し増額して事業費助成する。

5 酪農経営支援総合対策事業等

農畜産業振興機構の2019年度畜産業振興事業のうち、「中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業」、「生乳流通体制合理化推進対策」、「生乳需要基盤確保」に取り組み、地域の実情に応じた酪農生産基盤の確保強化並びに、指定団体の実施する生乳流通の更なる合理化支援を推進する。

また、2018(平成30)年度補正予算(実施期間・2019年度末まで)により措置された酪農経営改善対策事業に応募し、引き続き、酪農家における性判別精液等の活用の促進等を支援する。